平成２８年（フ）第２１号
鳥取県東伯郡北栄町米里1006番地１（旧住所鳥取県倉吉市岡305番地）
債務者　朝倉　有香
1　決定年月日時　平成28年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２８年（フ）第１９７号
長崎県長崎市大手３丁目４番10―205号
債務者　前畑　行伸
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２１４号
長崎県長崎市西小島２丁目13番15号、旧住所長崎県長崎市南が丘町９番22号　南アパート102
債務者　山崎　　恵（旧姓阿多）
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３６号
北海道沙流郡日高町字福満354番地の４
債務者　澤田奈緒子
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２８年（フ）第８１号
北海道小樽市高島３丁目17番８号　ピヴォカメヤマ202号室、前住所札幌市北区新川２条７丁目３番38号　愛信堂ビル303号
債務者　松田　　司
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第５７１号
仙台市若林区木ノ下１丁目19番５号　ファミール木ノ下202
債務者　栗田　満瑠
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１０４号
秋田市八橋本町３丁目18番13号
債務者　田中　祐樹
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３７号
秋田県潟上市昭和大久保字北野武利子沢61番地１　新関団地4204号
債務者　菅原　正雄
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４３号
秋田市新屋南浜町２―11　秋田土建割山社宅１―102、住民票上の住所秋田市新屋松美町24番34号
債務者　鎌田　　勉
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４６号
秋田市将軍野堰越８番９―402号
債務者　吉元　　静（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６０号
秋田市牛島東５丁目６番31号　メゾン・ド・ヒロＢ号
債務者　早坂　伸生
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６０号
秋田県大館市板沢字甲上野17番地
債務者　平泉　隼人
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第９０８号
千葉県八千代市萱田1613番地17
債務者　千濵　重雄
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９０９号
千葉県八千代市萱田1613番地17
債務者　千濵實千代
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９１０号
千葉県市原市五井西３丁目10番地２　オーブⅢ101
債務者　牧田　康之（旧姓谷島）
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９３８号
千葉県市川市平田２丁目８番６号　（第５セーム103号）
債務者　岩崎　恭子
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係